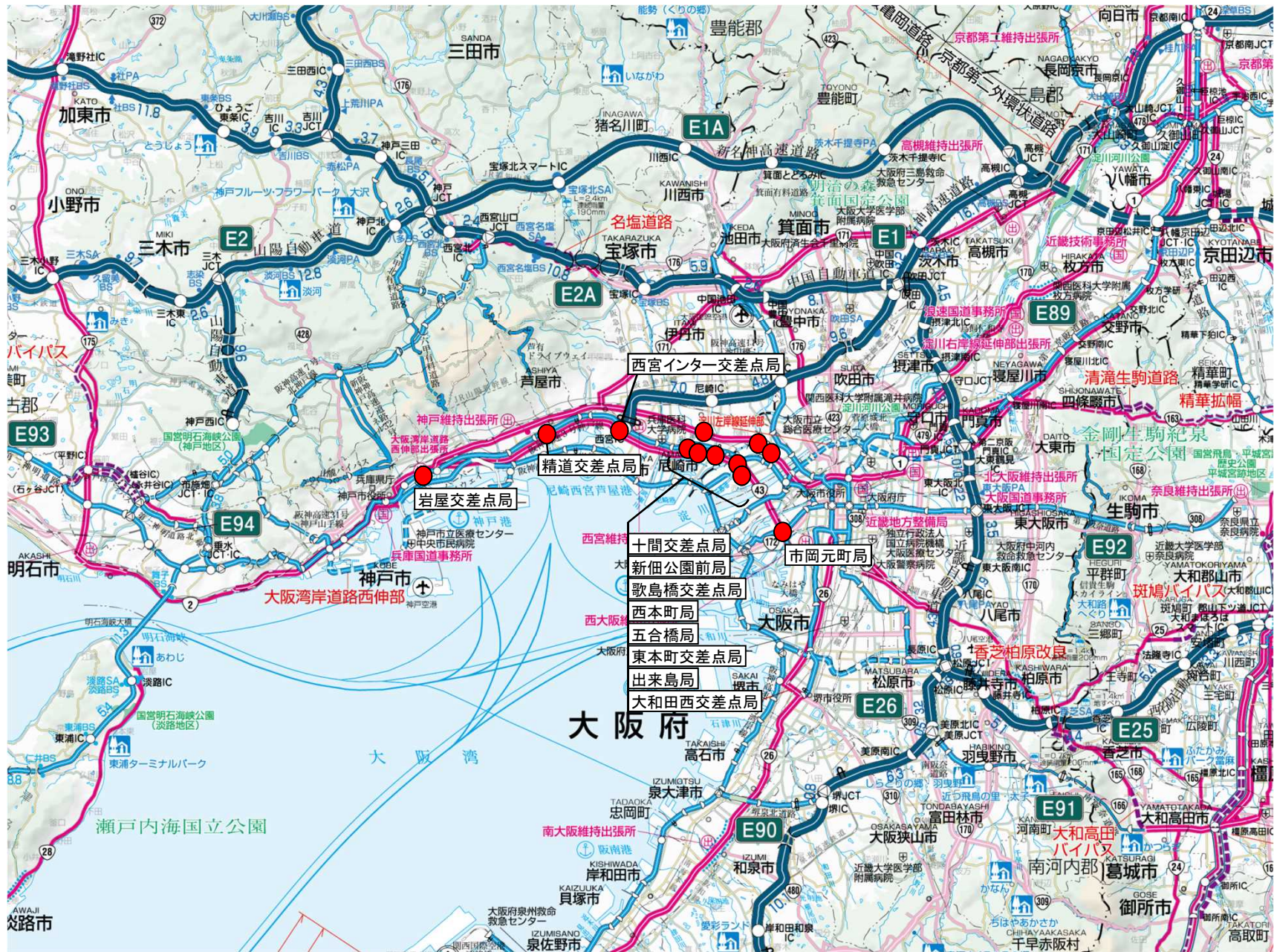


令和元年度大気常時観測局測定結果

(総括表)

近畿地方整備局管内における大気常時観測局の設置位置図



3. 1 測定結果一覧表

府県名	市町村	所在地	路線 番号	観測局	事務所	平成30年度		令和元年度		備 考
						NO ₂ (ppm)	SPM (mg/m ³)	NO ₂ (ppm)	SPM (mg/m ³)	
						日平均値の年 間98%値	日平均値の 2%除外値	日平均値の年 間98%値	日平均値の 2%除外値	
大阪府	大阪市	港区市岡元町3丁目	43号	市岡元町局	大阪国道	0.049	0.043	0.048	0.037	
		西淀川区佃2丁目	2号	新佃公園前局	大阪国道	0.036	0.044	0.036	0.040	
		西淀川区御幣島一丁目	2号	歌島橋交差点局	大阪国道	0.043	0.045	0.041	0.041	
		西淀川区大野2丁目	43号	大和田西交差点局	大阪国道	0.042	0.044	0.044	0.042	
		西淀川区出来島2丁目	43号	出来島局	大阪国道	0.037	0.036	0.038	0.036	
兵庫県	神戸市	灘区味泥町	43号	岩屋交差点局	兵庫国道	0.043	0.037	0.042	0.033	
	尼崎市	東難波5丁目	2号	十間交差点局	兵庫国道	0.039	0.042	0.039	0.036	
		東本町4丁目	43号	東本町交差点局	兵庫国道	0.052	0.038	0.049	0.037	
		西本町3丁目	43号	五合橋局	兵庫国道	0.047	0.039	0.044	0.034	
		西本町5丁目16番	43号	西本町局	兵庫国道	0.038	0.040	0.040	0.036	
	西宮市	今津社前町	43号	西宮インター交差点局	兵庫国道	0.040	0.038	0.038	0.036	
	芦屋市	浜芦屋町	43号	精道交差点局	兵庫国道	0.036	0.039	0.035	0.035	

1) 環境基準

- ・ 二酸化窒素 (NO₂)
 - 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
(日平均値の年間 98%値と比較して評価する)
- ・ 浮遊粒子状物質 (SPM)
 - 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であること
(日平均値の 2%除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が 2 日以上連続する場合は非達成)

3. 2 大阪市域

観測局		市岡元町局		新佃公園前局		歌島橋 交差点局		大和田西 交差点局		出来島局		環境基準	
		H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1		
項目\年度		H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1		
NO ₂	日平均値の 年間 98%値 (単位: ppm)	0.049	0.048	0.036	0.036	0.043	0.041	0.042	0.044	0.037	0.038	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること 〔日平均値の年間 98%値と比較して評価する〕	
	短期的評価	日平均値の 最高値 (単位: mg/m ³)	0.057	0.059	0.071	0.052	0.062	0.053	0.066	0.052	0.048	0.051	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)
	1 時間値の 最高値 (単位: mg/m ³)	0.082	0.075	0.109	0.091	0.092	0.071	0.105	0.072	0.071	0.073		
SPM	長期的評価	日平均値の 2%除外値 (単位: mg/m ³)	0.043	0.037	0.044	0.040	0.045	0.041	0.044	0.042	0.036	0.036	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であること 〔日平均値の 2%除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が 2 日以上連続する場合は非達成 (長期的評価)〕

- 注) 1. NO₂の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S53.7.11 環境庁告示第 38 号)「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S53.7.17 環大企第 262 号環境庁大気保全局長通知)による。
2. SPMの環境基準は「大気汚染に係る環境基準について」(S48.5.8 環境庁告示第 25 号)「大気汚染に係る環境基準について」(S48.6.12 環大企第 143 号環境庁大気保全局長通知)による。

3. 3 神戸市域

観測局		岩屋交差点局		環境基準
項目\年度		H30	R1	
NO ₂	日平均値の年間98%値 (単位: ppm)	0.043	0.042	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること 〔日平均値の年間98%値と比較して評価する〕
	短期的評価			
SPM	日平均値の最高値 (単位: mg/m ³)	0.046	0.045	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)
	1時間値の最高値 (単位: mg/m ³)	0.090	0.069	
	長期的評価			
	日平均値の2%除外値 (単位: mg/m ³)	0.037	0.033	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること 〔日平均値の2%除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が2日以上連続する場合は非達成 (長期的評価)〕

注) 1. NO₂の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S53.7.11 環境庁告示第38号)「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S53.7.17 環大企第262号環境庁大気保全局長通知)による。

2. SPMの環境基準は「大気汚染に係る環境基準について」(S48.5.8 環境庁告示第25号)「大気汚染に係る環境基準について」(S48.6.12 環大企第143号環境庁大気保全局長通知)による。

3. 4 尼崎市域

観測局		十間交差点局		東本町交差点局		五合橋局		西本町局		環境基準
項目\年度		H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	
NO ₂	日平均値の年間98%値 (単位: ppm)	0.039	0.039	0.052	0.049	0.047	0.044	0.038	0.040	1 時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること 〔日平均値の年間98%値と比較して評価する〕
	短期的評価									
SPM	日平均値の最高値 (単位: mg/m ³)	0.052	0.044	0.047	0.049	0.048	0.047	0.056	0.054	1 時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)
	1時間値の最高値 (単位: mg/m ³)	0.180	0.079	0.095	0.102	0.109	0.078	0.097	0.088	
	長期的評価									
	日平均値の2%除外値 (単位: mg/m ³)	0.042	0.036	0.038	0.037	0.039	0.034	0.040	0.036	1 時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること 〔日平均値の2%除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が2日以上連続する場合は非達成 (長期的評価)〕

- 注) 1. NO₂の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S53.7.11 環境庁告示第38号)「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S53.7.17 環大企第262号環境庁大気保全局長通知)による。
2. SPMの環境基準は「大気汚染に係る環境基準について」(S48.5.8 環境庁告示第25号)「大気汚染に係る環境基準について」(S48.6.12 環大企第143号環境庁大気保全局長通知)による。

3. 5 西宮市域・芦屋市域

観測局		西宮インター交 差点局		精道 交差点局		環境基準	
		H30	R1	H30	R1		
項目\年度		H30	R1	H30	R1		
NO ₂	日平均値の 年間98%値 (単位：ppm)	0.040	0.038	0.036	0.035	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内又は それ以下であること 〔日平均値の年間98%値と比 較して評価する〕	
	短期的 評価	日平均値の 最高値 (単位：mg/m ³)	0.056	0.048	0.053	0.046	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時 間値が0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)
	1時間値の 最高値 (単位：mg/m ³)	0.113	0.074	0.096	0.104		
SPM	長期的 評価	日平均値の 2%除外値 (単位：mg/m ³)	0.038	0.036	0.039	0.035	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であること 〔日平均値の2%除外値と比較 して評価する ただし環境基準を超える日 が2日以上連続する場合は 非達成 (長期的評価)〕

注) 1. NO₂の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S53.7.11 環境庁告示第38号)「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S53.7.17 環大企第262号環境庁大気保全局長通知)による。

2. SPMの環境基準は「大気汚染に係る環境基準について」(S48.5.8 環境庁告示第25号)「大気汚染に係る環境基準について」(S48.6.12 環大企第143号環境庁大気保全局長通知)による。

凡 例

1. 用途地域：都市計画法第8条に定める地域の用途区分であって、「一住」、「商」等の略名は、次のことを意味する。

一住：第一種住居地域

準住：準住居地域

商：商業地域

近商：近隣商業地域

準工：準工業地域

調整：市街化調整区域

2. 数値の記載方法について

(1) 記載単位は、次のとおりである。

物 質 名	単 位
一酸化窒素 (NO)	} ppm
二酸化窒素 (NO ₂)	
窒素酸化物 (NO + NO ₂)	
浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m ³

(2) 数値の記載方法は、次のとおりである。

物 質 名	時間値 (最高値等)	平 均 値 (月平均値、年平均値等)
NO NO ₂ NO + NO ₂ SPM	小数点以下第3位まで記入する。	小数点以下第4位を四捨五入して、第3位まで記入する。

(3) 百分率 (%) で示す数値の記載方法は、小数点以下第2位まで計算し、四捨五入した上で第1位まで記入する。

{	例	計算値	記入値	}
		9.12%	9.1%	